

中間前払に係る取扱いについて【震災読替え前】の一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>6 中間前払金の支払の請求 受注者が中間前払金の支払を請求するにあたっては、請求書に中間前払金に関する保証証書を添付させるものとする。なお、<u>認定調書については添付を要しない。</u></p>	<p>6 中間前払金の支払の請求 受注者が中間前払金の支払を請求するにあたっては、請求書に中間前払金に関する保証証書を添付させるものとする。なお、<u>契約書別記第34条第4項後段の規定により準用する同条第2項の規定が適用される場合は、保証証書が添付されたものとみなす。</u></p>
備考	改正部分は、下線の部分である。

附 則

令和6年4月1日以降に締結される契約について適用する。